

選挙管理委員会 監査委員会 農業委員会



景観形成事業 園児招待（川東地区）



景観形成事業 園児招待（大生院地区）

選挙管理委員会

選挙管理委員会は公職選挙法や地方自治法等の法律またはそれに基づく政令の定めにより、選挙の管理執行に関すること、選挙の啓発に関すること、検察審査員候補者予定者及び裁判員候補者予定者の選定に関すること、直接請求の署名審査及び住民投票に関すること、国民投票に関すること等を行っている。

1 投票区・投票所と選挙人名簿登録者数

(5.6.1 現在)

投票区	投票所名	男 (人)	女 (人)	計 (人)
1	文化振興会館	1,136	1,177	2,313
2	みなと保育園	368	412	780
3	口屋跡記念公民館	915	950	1,865
4	金子小学校体育館	1,529	1,555	3,084
5	JAえひめ未来本所ロビー	843	936	1,779
6	南中学校体育館	2,150	2,193	4,343
7	金栄小学校体育館	2,160	2,381	4,541
8	惣開公民館	1,224	1,042	2,266
9	若宮保育園	616	710	1,326
10	別子銅山記念図書館	888	977	1,865
11	新居浜小学校体育館	924	975	1,899
12	松の木自治会館	973	1,034	2,007
13	東中学校体育館	1,827	2,079	3,906
14	高津公民館	2,142	2,343	4,485
15	浮島小学校体育館	854	978	1,832
16	垣生公民館	1,794	1,974	3,768
17	川東支所	1,470	1,607	3,077
18	神郷小学校体育館	2,392	2,643	5,035
19	多喜浜公民館	1,064	1,127	2,191

投票区	投票所名	男 (人)	女 (人)	計 (人)
20	黒島自治会館	147	146	293
21	川東高齢者福祉センター大島分館	81	72	153
22	船木小学校体育館	2,685	3,050	5,735
23	東田保育園	1,152	1,251	2,403
24	泉川公民館	1,758	1,946	3,704
25	泉川中学校体育館	1,671	1,890	3,561
26	新居浜特別支援学校	1,661	1,767	3,428
27	上部児童センター	1,615	1,834	3,449
28	高齢者生きがい創造学園	1,164	1,342	2,506
29	中萩公民館	1,850	2,148	3,998
30	JAえひめ未来上部西支所	1,307	1,474	2,781
31	大生院公民館	1,522	1,683	3,205
32	角野中学校体育館	2,481	2,864	5,345
33	角野小学校体育館	1,407	1,616	3,023
34	角野新田自治会館	342	363	705
35	立川自治会館	49	57	106
36	別子山支所	51	54	105
合計		46,212	50,650	96,862

2 在外選挙人名簿登録者数

(5.6.1 現在)

男	女	計
18	23	41

3 市長選挙の記録

区分	年	8	12	16	20	24	28	令和2
執行月日		10/27	11/12	11/14	11/9	11/11	11/13	11/15
有権者数(人)		102,135	102,612	102,700	102,317			98,520
投票者数(人)		64,365	62,051	56,875	59,300	無	無	39,067
投票率(%)		63.02	60.47	55.38	57.96	投票	投票	39.65
最高得票数(票)		31,895	31,969	31,501	29,642			21,516
立候補者数(人)		3	2	2	2	1	1	2

4 市議会議員選挙の記録

区分	年	※12	(第1選挙区) 15	(無投票) (第2選挙区) 15	19	23	27	31	令和5
執行月日		11/12	4/27	4/27	4/22	4/24	4/26	4/21	4/23
有権者数(人)		102,612	101,852	227	101,698	100,977	99,021	98,755	95,512
投票者数(人)		62,023	65,963	—	61,666	53,717	52,012	46,697	41,645
棄権者数(人)		40,589	35,889	—	40,032	47,260	47,009	52,058	53,867
投票率(%)		60.44	64.76	—	60.64	53.20	52.53	47.29	43.60
無効投票数(票)		2,161	704	—	589	576	489	512	367
立候補者数(人)		3	38	1	34	30	33	30	29
定数(人)		1	30	1	28	26	26	26	26
最高得票数(票)		22,118	2,831.103	—	3,533	2,891	2,934	2,218	2,200
当選者最低得票数(票)		22,118	1,315	—	1,360.019	1,392	1,198.479	1,283.723	1,057
最低得票数(票)		16,179	356	—	555.009	638	319	174	280.241
当選者総得票数(票)		22,118	58,636.100	—	55,238.986	49,025.205	45,155.332	43,581.995	39,270.754
当選者1人当たり得票平均(票)		22,118	1,954.537	—	1,972.820	1,885.585	1,736.744	1,676.231	1,510.414
最高年齢(歳)		52	77	66	76	76	77	80	85
最低年齢(歳)		28	27	66	28	35	32	36	37

※は補欠選挙

5 最近の主な選挙の概要

区分	県知事	県議会議員	参議院議員	衆議院議員	参議院議員	県知事	県議会議員
執行年月日	19.1.21	19.4.8	19.7.29	21.8.30	22.7.11	22.11.28	23.4.10
有権者数(人)	102,457	101,772	102,967	102,746	102,510	101,728	101,048
投票者数(人)	36,760	52,743	59,578	73,035	56,831	37,927	50,048
投票率(%)	35.88	51.82	57.86	71.08	55.44	37.28	49.53
最高得票数(票)	22,877	12,984	32,507	37,265.172	25,655	27,589	9,933
当選者最低得票数(票)	22,877	7,552	32,507	37,265.172	25,655	27,589	6,101
立候補者数(人)	3	6	3	3	4	3	7
定数(人)	1	4	1	1	1	1	4

区 分	衆議院議員	参議院議員	県知事	衆議院議員	県議会議員	参議院議員	衆議院議員
執行年月日	24.12.16	25.7.21	26.11.16	26.12.14	27.4.12	28.7.10	29.10.22
有権者数(人)	101,789	101,326	100,037	100,537	99,064	101,713	101,027
投票者数(人)	59,853	47,922	31,704	49,548	44,469	55,020	52,361
投票率(%)	58.80	47.29	31.69	49.28	44.89	54.09	51.81
最高得票数(票)	31,408.483	30,345	27,934	26,803.257	10,580	28,575	25,117.315
当選者最低得票数(票)	31,408.483	30,345	27,934	26,803.257	7,469	24,482	25,117.315
立候補者数(人)	4	5	2	3	5	3	4
定数(人)	1	1	1	1	4	1	1

区 分	県知事	県議会議員	参議院議員	衆議院議員	参議院議員	県知事	県議会議員
執行年月日	30.11.18	31.4.7	令和元.7.21	3.10.31	4.7.10	4.11.20	5.4.9
有権者数(人)	99,752	98,881	99,944	98,344	97,688	96,708	95,622
投票者数(人)	33,545	41,265	50,330	54,860	47,646	28,975	36,083
投票率(%)	33.63	41.73	50.36	55.78	48.77	29.96	37.74
最高得票数(票)	28,747	10,065	28,402	27,990	22,862	25,681	8,249
当選者最低得票数(票)	28,747	7,596	28,402	26,277	22,862	25,681	6,059
立候補者数(人)	3	5	3	2	5	2	5
定数(人)	1	4	1	1	1	1	4

注：最高得票数及び当選者最低得票数については、新居浜市開票区における得票数である。

6 選挙公営制度

お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公営制度が設けられている。

(1) 任意制ポスター掲示場

公職選挙法第144条の2第8項の規定に基づき、新居浜市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年10月1日条例第37号)を制定し、ポスター掲示場を設置している。

〈最近の選挙における設置数〉

新居浜市議会議員選挙
(令和5年4月23日執行) 260箇所
新居浜市長選挙
(令和2年11月15日執行) 260箇所

(2) 任意制選挙公報

公職選挙法第172条の2の規定に基づき、新居浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和57年10月1日条例第38号)を制定し、選挙公報を発行している。

〈最近の選挙における発行部数〉

新居浜市議会議員選挙
(令和5年4月23日執行) 53,000部
新居浜市長選挙
(令和2年11月15日執行) 53,000部

(3) 選挙運動費用に関する公費負担

公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年12月27日条例第24号)を制定し、選挙運動用自動車の使用に係る費用、選挙運動用ビラの作成に係る費用並びにポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターの作成に係る費用について、上限額の範囲内で要した費用を市が負担する制度を定めている。

7 選挙啓発

選挙管理委員会は、明るく正しい選挙の推進及び政治意識の向上をはじめ、投票の方法や選挙違反その他選挙に関し必要な事項を選挙人に周知するため、各種の選挙啓発事業を実施している。特に、平成28年7月の参議院議員通常選挙から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、主権者教育の一環として市内高等学校、高等専門学校及び専門学校と連携した選挙啓発講座を実施することで、有権者としての自覚と政治や選挙への関心及び投票参加への意識向上を目指している。